

こども家庭庁 令和6年度当初予算案の概要（参考資料） 新旧対照表

頁
24

新【令和6年1月31日公表】

旧【令和6年1月26日公表】

拡充 **実費徴収に係る補足給付を行う事業** 成育局 保育政策課 文部科学省 幼児教育課

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的
低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

2. 施策の内容
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費） ※新制度に移行していない園に限る
4,800円 - 補足給付（基準額）※基準額を超える場合は、その分保護者負担 / 保護者負担
低所得世帯（第1～3階層）※第3子以降は所得に関わらず対象 / 低所得世帯以外（第4階層～）※第3子以降を除く

②教材費・行事費等（給食費以外） ※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ
2,700円 - 保護者負担（基準額を超える部分） / 補足給付（基準額） / 保護者負担
生活保護世帯（第1階層） / 生活保護世帯以外（第2階層～）

※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている
※特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

3. 実施主体等
【実施主体】市町村（特別区を含む。）
※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合、給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
【令和6年度補助単価（案）（1人当たり月額）】
①給食費（副食材料費）：4,800円
②教材費・行事費等（給食費以外）：2,700円

【実績（令和3年度）】
①給食費（副食材料費） 1号認定：5,522か所、84,172人
②教材費・行事費等 1号認定：677か所、1,125人
2号認定：3,061か所、6,239人
3号認定：2,260か所、3,269人

24

拡充 **実費徴収に係る補足給付を行う事業** 成育局 保育政策課 文部科学省 幼児教育課

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的
低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

2. 施策の内容
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費） ※新制度に移行していない園に限る
4,700円 - 補足給付（基準額）※基準額を超える場合は、その分保護者負担 / 保護者負担
低所得世帯（第1～3階層）※第3子以降は所得に関わらず対象 / 低所得世帯以外（第4階層～）※第3子以降を除く

②教材費・行事費等（給食費以外） ※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ
2,700円 - 保護者負担（基準額を超える部分） / 補足給付（基準額） / 保護者負担
生活保護世帯（第1階層） / 生活保護世帯以外（第2階層～）

※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている
※特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

3. 実施主体等
【実施主体】市町村（特別区を含む。）
※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合、給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
【令和6年度補助単価（案）（1人当たり月額）】
①給食費（副食材料費）：4,700円
②教材費・行事費等（給食費以外）：2,700円

【実績（令和3年度）】
①給食費（副食材料費） 1号認定：5,522か所、84,172人
②教材費・行事費等 1号認定：677か所、1,125人
2号認定：3,061か所、6,239人
3号認定：2,260か所、3,269人

24

こども家庭庁 令和6年度当初予算案の概要（参考資料） 新旧対照表

頁
33

新【令和6年2月15日公表】

旧【令和6年1月26日公表】

乳児家庭全戸訪問事業

支援局 虐待防止対策課

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 施策の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体等

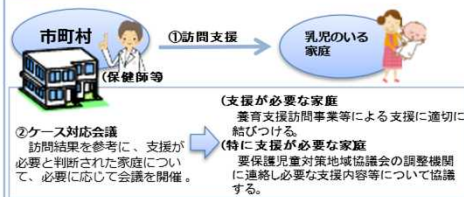
実施主体：市町村（特別区を含む）
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源
補助単価：(1) ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援及び子育て世帯訪問支援事業を実施している市町村

8,000円（1訪問あたり）

(2) (1) 以外の市町村

6,000円（1訪問あたり）

イメージ図



33

乳児家庭全戸訪問事業

支援局 虐待防止対策課

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 施策の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体等

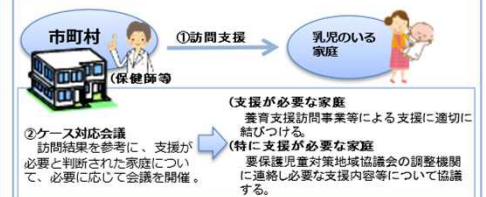
実施主体：市町村（特別区を含む）
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源
補助単価：(1) ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援を実施している市町村

8,000円（1訪問あたり）

(2) (1) 以外の市町村

6,000円（1訪問あたり）

イメージ図



33